

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【公表番号】特表2002-533190(P2002-533190A)

【公表日】平成14年10月8日(2002.10.8)

【出願番号】特願2000-590830(P2000-590830)

【国際特許分類】

<b>B 2 6 B</b>	<b>21/52</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>B 2 5 G</b>	<b>1/00</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>B 2 5 G</b>	<b>1/10</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>B 2 6 B</b>	<b>21/22</b>	<b>(2006.01)</b>

【F I】

B 2 6 B	21/52	B
B 2 5 G	1/00	C
B 2 5 G	1/10	D
B 2 6 B	21/22	Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月22日(2006.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

柄と、

この柄の端部に取り付けられると共に、それぞれ切刃を有する少なくとも1つのブレードを含む、第1および第2のブレード・ユニットと、

各ブレード・ユニットを前記柄に対して連結する取付構造と、  
を備えた剃刀であって、

前記取付構造は、前記切刃を横切る回動軸線の回りにおける当該取付構造に対する各ブレード・ユニットの回動自在な連結をもたらし、

当該剃刀は、前記柄の端部に取り付けられると共に、切刃を有する少なくとも1つのブレードを含む第3のブレード・ユニットによって特徴付けられ、

前記第1、第2および第3のブレード・ユニットは、それぞれガードおよびキャップを含み、

前記取付構造は更に、前記ガードおよびキャップを通る平面を横切る移動方向に沿った各ブレード・ユニットの上下運動をもたらし、これにより各ブレード・ユニットが剃られる面の輪郭に順応することを可能とするように構成されている、ことを特徴とする剃刀。

【請求項2】

各ブレード・ユニットが、他のブレード・ユニットの回動および移動から独立して、それぞれの回動軸線の回りに回動してそれぞれの移動軸線に沿って移動されることを可能と/orするように、各ブレード・ユニットのための前記取付構造が、他のブレード・ユニットのための前記取付構造から独立している、ことを特徴とする請求項1記載の剃刀。

【請求項3】

各取付構造はリンク機構を含み、

このリンク機構は、前記柄に対して連結される基端部材から、前記ブレード・ユニットに対して連結される先端部材まで延びる2つの延長部材を有している、ことを特徴とする

請求項 2 記載の剃刀。

【請求項 4】

前記リンク機構は平行四辺形をなし、

この平行四辺形は、前記 2 つの延長部材を含むと共に、

前記 2 つの延長部材の互いに離間した基端部同士の間と、前記基端部材とに連結された第 1 の側枠と、

前記 2 つの延長部材の互いに離間した先端部同士の間と、前記先端部材とに連結された第 2 の側枠と

を更に含み、

前記延長部材は、前記第 1 の側枠および前記第 2 の側枠のそれぞれへの連結部において、回動自在に連結されている、ことを特徴とする請求項 3 記載の剃刀。

【請求項 5】

前記リンク機構は、一体型のプラスチック片から形成されると共に、前記第 1 および第 2 の側枠への連結部において第 1 の一体ヒンジを含む、ことを特徴とする請求項 4 記載の剃刀。

【請求項 6】

前記一体型のプラスチック片は、前記延長部材同士が互いに離間する休止位置と、前記延長部材同士が互いに接触する停止位置とを有し、

前記プラスチック片は、前記一体ヒンジにおいて、前記休止位置から前記停止位置への移動に抗する力をもたらすように弾性変形すると共に、

前記ブレード・ユニットは、前記延長部材同士が互いに接近および離間するにつれて、前記移動方向に沿って上下運動する、ことを特徴とする請求項 5 記載の剃刀。

【請求項 7】

前記取付構造は、前記回動軸線の回りの回動をもたらす第 2 の一体ヒンジを含み、

この第 2 の一体ヒンジは、前記回動軸線の回りにおける中立位置からの回動に抗する力をもたらすように弾性変形する、ことを特徴とする請求項 5 又は 6 記載の剃刀。

【請求項 8】

前記取付構造は、前記回動軸線の回りの回動をもたらす第 2 の一体ヒンジを含み、

この第 2 の一体ヒンジは、前記回動軸線の回りにおける中立位置からの回動に抗する力をもたらすように弾性変形すると共に、

前記取付構造は、前記回動軸線の回りの回動を制限するストップ構造を含む、ことを特徴とする請求項 5 又は 6 記載の剃刀。

【請求項 9】

各ブレード・ユニットにおける前記ガードおよび前記キャップを通る平面は、前記移動軸線に対して休止位置にあると共に前記回動軸線に対して中立位置にあるとき、互いにほぼ共平面をなす、ことを特徴とする請求項 1 記載の剃刀。

【請求項 10】

前記延長部材が前記休止位置にあり、前記第 2 の一体ヒンジがその中立位置にあるとき、各ブレード・ユニットにおける前記ガードおよび前記キャップを通る平面は、互いにほぼ共平面をなす、ことを特徴とする請求項 8 記載の剃刀。